

第 2 1 号議案

志木市介護保険条例の一部を改正する条例

志木市介護保険条例（平成 1 2 年志木市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 4 第 2 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改め、「地域包括支援センター運営協議会」の次に「（以下「運営協議会」という。）」を加え、同条第 3 号中「員数」の次に「（運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により算出した数を職員の員数とすることができる。次号において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 前号の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが同号の職員及びその員数の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同号アからウまでに掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターに関する基準の見直しをしたいので、介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定により、この案を提出するものである。